

三木市公契約条例 令和2年度 労働報酬下限額一覧表

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,190	普通船員	2,370
普通作業員	2,160	潜水士	3,860
軽作業員	1,490	潜水連絡員	2,780
造園工	2,250	潜水送気員	2,720
法面工	2,670	山林砂防工	2,550
とび工	2,670	軌道工	3,990
石工	3,410	型わく工	2,630
ブロック工	2,650	大工	2,450
電工	2,270	左官	2,470
鉄筋工	2,470	配管工	2,190
鉄骨工	2,370	はつり工	2,610
塗装工	2,580	防水工	2,580
溶接工	2,720	板金工	2,450
運転手(特殊)	2,270	タイル工	2,540
運転手(一般)	2,000	サッシ工	2,630
潜かん工	3,410	屋根ふき工	2,520
潜かん世話役	4,030	内装工	2,690
さく岩工	2,680	ガラス工	2,500
トンネル特殊工	3,740	建具工	2,400
トンネル作業員	2,720	ダクト工	2,250
トンネル世話役	4,230	保温工	2,540
橋りょう特殊工	3,180	建築ブロック工	2,660
橋りょう塗装工	3,310	設備機械工	2,590
橋りょう世話役	3,680	交通誘導員A	1,530
土木一般世話役	2,520	交通誘導員B	1,280
高級船員	2,870		

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、940円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。